

平成 24 年 5 月 10 日

各 位

上場会社名 **ダイトーケミックス株式会社**
代 表 者 代表取締役 二宮 榮規
(コード番号 4366 大証第 2 部)
問合せ先 取締役管理部長 永松 真一
T E L (06)6911-9310 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 6 月 26 日開催予定の第 66 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

社外取締役及び社外監査役に、適切な人材を招聘することができるよう、また、その期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第 427 条の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第 29 条（社外取締役の責任免除）および第 38 条（社外監査役の責任免除）を新設するとともに、これらの変更にもなう条数の変更を行うものであります。なお、第 29 条の新設につきましては、監査役会において監査役全員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(社外取締役の責任免除) 第 29 条 当社は、社外取締役との間で、 <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約書を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</u>
第 29 条～第 36 条 (条文省略)	第 30 条～第 37 条 (現行どおり)
(新 設)	(社外監査役の責任免除) 第 38 条 当社は、社外監査役との間で、 <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約書を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</u>
第 37 条～第 42 条 (条文省略)	第 39 条～第 44 条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成 24 年 6 月 26 日 (予定)
平成 24 年 6 月 26 日 (予定)

以上